

令和2年度地方税制改正等に関する
地方財政審議会意見

令和元年 11 月 19 日

地 方 財 政 審 議 会

はじめに.....	1
第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方	3
1 経済社会構造の変化を踏まえた地方税のあるべき姿.....	3
2 地方税の充実確保	4
3 応益性と自立性	5
4 適正・公平な課税	6
5 納税環境の整備	6
第二 令和2年度地方税制改正等への対応	7
1 地方法人課税	7
(1) 収入金額課税（電気・ガス供給業）	7
(2) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）	9
2 固定資産税	10
(1) 所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応.....	10
3 地方税の電子化の推進	12
4 個人住民税	14
(1) 個人住民税における働き方やライフコースの多様化等への対応 ..	14
(2) ふるさと納税	14
5 地方消費税	15
6 車体課税	16
7 ゴルフ場利用税	17
8 森林環境税・森林環境譲与税	18
おわりに.....	20

令和 2 年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見

令和元年 11 月 19 日
地方財政審議会

当審議会は、令和 2 年度地方税制改正等への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第 9 条第 3 項の規定により意見を申し述べる。

はじめに

我が国の景気は、輸出を中心に弱さが長引いているものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続いている。ただし、通商問題を巡る緊張、海外経済の動向、金融資本市場の変動の影響、相次ぐ自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある。

我が国の財政は、景気の回復により税収は増加しているものの、社会保障関係費等の増加により、公的債務残高の累増が続く危機的な状況にある。政府においては、国・地方のプライマリーバランスに関する財政健全化目標を設けて、財政健全化に取り組んでいる。

地方税財政についてみると、近年、景気が拡大する中で地方税収も増加し、平成 30 年度の税収は過去最高となったが、地方財政の現状は、社会保障関係費等が増加する中で、厳しい歳出抑制を行ってもなお、毎年度、巨額の財源不足が生じており、引き続き厳しい状況が続く見込みである。平成 13 年度以降、赤字地方債である臨時財政対策債の発行により一般財源総額を確保する状況が続いており、平成 30 年度末の地方財政の借入金残高は 196 兆円と高止まりしており、そのうち臨時財政対策債が 54 兆円まで増加している。

こうした中で、人口減少の進展と急速な高齢化、一極集中を背景とした地方の疲弊が深刻な課題となっていることに加え、働き方やライフコースの多様化、経済のグローバル化、デジタル化など、経済社会構造の急激な変化が続いている。

今後の地方税制を検討するに際しては、経済社会構造の変化によって生じる様々な課題に地方自治体が的確に対応していくために、これまでの税制改正議論も踏まえつつ、地方分権、地方創生を推進する観点から、持続可能な地方税財政基盤を確立することに留意が必要である。そのためには、地方税の充実確保を図るとともに、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図らなければならない。

当審議会においては、このような認識の下に、令和2年度地方税制改正等に関する意見をまとめたところである。

第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方

1 経済社会構造の変化を踏まえた地方税のあるべき姿

地方税のあるべき姿については、いくつかの重要な柱がある。税収が十分に確保されること、応益課税の考え方に適うこと、公平の原則に適合すること、税収の安定性と税源の普遍性を備えていること、などである。当審議会は、こうした基本原則をできる限り体现した地方税体系を構築する方針で税制改正を行うよう、累次の意見を述べてきたところである。

経済社会の動向を見ると、まず、我が国は、人口減少の深刻化と急速な高齢化に直面しており、2040年頃には高齢人口がピークを迎えるなど人口構造も大きく変化する見込みである。その中で、各地方自治体の人口構造の変化や課題の現れ方は、その変化の度合いや地理的条件等により様々である。

また、インターネットを基盤とするICT（Information and Communication Technology）の進展により、デジタル化が経済社会の様々な面で進むとともに、経済のグローバル化が加速し、企業活動や企業組織、さらには個人の生活に大きな変化が生じている。

加えて、非正規雇用やフリーランスなどの働き方や、育児や介護、転職などのライフコースの多様化も進んでおり、特定の働き方等を前提としない、一人ひとりが自らの生き方を選択できる社会制度の構築が求められている。

これらの変化は、地方自治体の税収や行政需要の動向にも大きな変化をもたらす。地方自治体においては、住民に身近な行政主体として、経

済社会構造の変化に対応しつつ、必要な住民サービスを将来にわたって持続的、安定的に提供していかなければならない。

そこで、令和2年度税制改正に際しては、踏まえるべき基本方針の中でも、特に、①地方税の充実確保、②応益性と自立性、③適正・公平な課税を求めていくべきである。また、近年のICTの進展に対応していくために、④納税環境の整備に取り組んでいくべきである。

2 地方税の充実確保

住民の生活の場となる地域社会を良好に維持するために必要な基礎的行政サービスを地方自治体が確実に提供できるよう、全国総額においても、各地方自治体の歳入という意味においても、地方税は、十分に確保される必要がある。さらに、社会が大きく変化する中、地方創生、人口減少対策等の喫緊の課題に加え、福祉・医療の充実、多様な働き方の支援、未来を担う人づくり、社会インフラの老朽化対策、国土の強靱化（防災・減災事業の推進）、環境共生型社会の実現、森林吸収源対策などの将来に繋がる多様な課題にも、地方自治体が的確に対応できるよう、地方税の充実確保を着実に図っていかなければならない。

その際、現状においては、地方自治体の行政需要に対する地方税の充足度には地域間で格差があり、税源の乏しい地方部において、大幅な財源不足が生じていることに留意が必要である。

このため、地方税の充実確保を図るに際しては、引き続き、地域間の財政力格差の拡大を防止するとともに、税源の偏在度が低い税目の充実確保を図っていくこと等により、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組んでいくことが重要である。

なお、これまでも偏在性が小さく税収が安定的な税体系の構築に取り組んできたところである。令和元年度税制改正において、地方税の税源の偏在性を是正するために特別法人事業税が創設され、その収入額に相当する額を特別法人事業譲与税として都道府県に対して譲与される措置がとられており、持続可能な地方税財政基盤の構築に資するものと考ええる。

3 応益性と自立性

地方税においては、地域住民や地域社会で活動する多様な主体が、地域における様々な行政サービスからの受益に応じて、相互に負担し合うという応益原則が重要であり、様々な税制改正を検討するにあたっては、地方税の応益的な性格に照らしながら、その妥当性が議論されなければならない。

また、住民に対する課税のみでなく来訪者等に適切な応益負担を求めることとなる税制も、地方税の応益的な性格に照らして重要である。

地方の自立性の観点から、地方自治体が、地域住民の意向を踏まえ、自らの判断と責任において、法定外税、超過課税、地域決定型地方税制特例措置（「わがまち特例」）等の課税自主権を活用して、自主財源の確保を図ることは、有意義であり、地方分権の推進にとっても必要な取組である。

なお、経済対策などの国の政策目的のために地方税制を用いることは、地方税における応益課税の原則や、地方の自立性、税負担の公平性を歪めることに繋がるものであり、地方の貴重な税財源を国の判断で奪うこととなる点からも、可能な限り行うべきではない。

4 適正・公平な課税

地方税に対する納税者の信頼を確保していくためには、適正かつ公平な課税が重要である。そのためにも、課税の公平性を確保する観点から、税制のあり方について不断の見直しを行うとともに、執行面においても、法令に基づき、迅速かつ正確な課税事務の処理や、専門的知識や経験の蓄積に裏打ちされた滞納整理等を進める必要がある。

公平の原則は、租税において、最も重視されなければならない。特に、地域住民や地域社会で活動する多様な主体が、相互に負担し合うという会費的性格を持つ地方税には、受ける便益に応じて課税する応益課税の考え方に立って公平性を確保していくことが重要である。

近年、所有者不明土地等の増加により、固定資産税の適正な課税に支障が生じ、応益性や公平性の確保の観点からの課題も指摘されている。こうした課題に対応するために、制度的な手当を講じることにより、適正・公平な課税の確保、ひいては納税者の信頼確保に努めることが重要である。

5 納税環境の整備

ICT が急速に進展する中において、税務手続の電子化の一層の促進など、納税環境の整備についても、引き続き積極的に推進する必要がある。地方税のポータルシステムである eLTAX の利便性の更なる向上や本年10月から稼働した地方税共通納税システムの安全かつ安定的な運用に、万全を期していく必要がある。

税務手続の電子化を進めていくことは、納税者の利便性向上のみならず、課税当局の適正な税務行政執行につながるものである。こうした点からも、ICT の進展に対応した納税環境の整備は引き続き、取り組んでいく必要がある。

第二 令和2年度地方税制改正等への対応

『第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方』を踏まえ、令和2年度地方税制改正の主な項目等について、以下、当審議会としての意見を申し述べることとする。

1 地方法人課税

(1) 収入金額課税（電気・ガス供給業）

法人事業税は、シャウプ勧告において都道府県の独立税と位置付けられた基幹税である。法人がその事業活動を行うにあたって地方自治体の行政サービスの提供を受けていることから、これらのために必要な経費を分担すべきであるとの考え方に基づいて、法人の行う事業そのものを課税客体として課する税である。その課税標準は、法人の事業の活動規模をできるだけ適切に表すものであることが望ましい。

電気・ガス供給業については、1949年から収入金額を課税標準とする外形標準課税が導入されている。これは、事業の公益的性格から料金が低く抑えられており、所得課税とすると大規模施設を有し多大な行政サービスを受益しているにもかかわらず事業規模に比して税額が少額となり応益課税に矛盾すること、認可料金制がとられ地域的独占事業であること等の理由から、事業活動の規模を適切に表すものとして各事業年度の収入金額が課税標準とされているものである。

以来、収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形標準課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献している。

平成31年度与党税制改正大綱では、「現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、法人事業税における収入金額課税全体としてのあり方を踏

まえながら、小売全面自由化され 2020 年に法的分離する電気供給業及びガス供給業における新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。」とされ、今後の検討課題として位置付けられている。

現在、国ではエネルギーシステム改革を進め、電力・ガスの小売全面自由化に加え、公的インフラとして規制料金・地域独占が残る電力の送配電事業について、2020 年度から法的分離が義務化される。さらに、2022 年度から、ガスの導管事業について法的分離が義務化される。

こうした状況を踏まえ、電気・ガス供給業について収入金額課税とする根拠は失われているとして、一般の事業と同様の課税方式への変更を求める要望が関係省庁から出されている。

電力・ガス事業は公益事業であり、社会の信頼関係の上で事業を進めていくべきものであることは言うに及ばず、これらの業に係る収入金額課税に関しては、

- ① そもそも、送配電事業・導管事業は、引き続き、総括原価方式による規制料金・地域独占が残るため、課税方式を変更する理由はないこと、
- ② 発電事業は、原子力発電所を始めとする大規模発電施設など一般的に事業規模や周辺環境への負荷が大きく、多大な行政サービスを受益している状況に何ら変わりがなく、このような他業種と異なる事業の性格・特徴は、小売全面自由化等により左右されるものでないこと、
- ③ 大規模発電施設は大手電力会社が独占しており、新規電力事業者がこうした大規模発電施設を建設し参入することは困難であると考えられること、
- ④ 小売全面自由化後も消費者の新電力への契約先への切替えは低位にとどまっており、電力・ガス取引監視等委員会も、現時点で競争圧力が十分に存在するとは認められない等の理由で、

2020 年度以降も全国全ての供給区域で低圧分野の小売に係る規制料金は当面存続されるべきと判断し、経過措置規制料金が存続していること、

- ⑤ 新規電力事業者の販売電力量のシェアは約 15%にとどまる上、これらには大手電力会社の 100%子会社等の関連事業者が含まれており、実態を伴った競争環境にないと考えられること、
- ⑥ 要望が仮に実現した場合、応益課税としての性格を著しく損なうことに加え、全都道府県での大幅な減収、さらに市町村に交付される法人事業税交付金の減収につながり、特に我が国の電源開発に多大な貢献をし、今後も重要な役割を果たすことが期待される電源立地都道府県を中心に大きな減収が生じること、等を踏まえれば、引き続き、外形標準課税である収入金額課税を堅持し、地方税収を安定的に確保すべきである。

(2) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）は、志ある企業が寄附を通じて地方創生の取組を応援するものであり、企業と地方自治体の連携を強化するための支援策として効果的なものである。また、企業が地方創生の推進に寄与することは、企業価値の向上にもつながると期待される。

平成 28 年度に創設されて以来、本税制を活用して移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきている。このような取組を拡大するため、今年度から、地方創生交付金との併用や基金への積立要件の緩和、寄附払込時期の緩和など制度の運用改善がなされている。

今年度末をもって適用期限が到来するが、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」では「今後、企業や地方公共団体の意見を聴き、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討する」とされ、拡充・延長を求める要望が関係省庁から出されている。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2～6年度）においても、地方自治体が地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、企業版ふるさと納税の裾野を拡大するなど、一層の活用促進を図ることが必要であるとされている。

このため、企業が寄附を行いたいときに地方自治体において柔軟な受入れが可能となるよう検討を進めるべきである。また、税額控除割合を拡大する場合には、地方税と国税が協調して企業のインセンティブ効果を高めるよう検討を進めるべきであり、その際、納税地における企業の受益と負担の関係を踏まえれば、現行の地方税の控除上限額を維持すべきであること、また、寄附を行う企業に対する代償としての経済的利益の供与の禁止などモラルハザードが生じることのないようにすることに留意が必要である。

2 固定資産税

（1）所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応

人口減少、高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下等によって、近年、所有者不明土地や空き家等が全国的に増加しており、公共事業の推進や生活環境面においても様々な課題を生じている。

こうした課題に対し、所有者情報の円滑な把握、所有者不明土地等の発生の予防、円滑な利活用の促進や適正管理の観点から、これまでも「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」等に基づき、政府全体として取組を進めてきたが、課税庁においても、こうした取組を推進する関係部局に対し、固定資産課税台帳の所有者情報を提供する等、関係部局と連携して取り組んできたところである。

土地基本法制や民事基本法制の見直しなど、引き続き政府全体として抜本的な対策が急がれる中、固定資産税の課税実務においても、所

有者情報の把握の円滑化等の課題があり、これらについても早急な対応が必要である。

具体的には、土地や家屋について、登記簿上の所有者が賦課期日時点で死亡しており、相続登記がなされていない場合には、「現に所有している者」（通常は相続人）を課税庁が調査し、納税義務者として認定して課税することとなるが、「現に所有している者」を把握するための相続人調査等に多大な負担が生じており、賦課徴収上の支障となっている。

このため、「現に所有している者」にその旨を申告させるなど、課税庁が速やかに「現に所有している者」を把握する手段を充実させることで、納税義務者を的確かつ迅速に把握し、適正な課税につなげることが必要である。

また、固定資産を使用収益している者がいるにもかかわらず、登記が正常に記録されていないため戸籍の調査ができない等の理由により、課税庁が調査を尽くしてもなお、当該固定資産の所有者が一人も明らかでないケースが現に存在する。

現行の地方税法第 343 条第 4 項では、震災等の事由によって所有者が不明な場合には、使用者を所有者とみなして課税できる規定があるが、震災等の事由によるものでなければ、現行法上、課税することができない。

このことは、課税の公平性の観点から問題があり、何らかの制度的対応が必要である。具体的には、例えば、法第 343 条第 4 項に規定されている場合と同様に、使用者を所有者とみなして課税ができるよう、同項の適用範囲の拡大等の措置を検討することが考えられる。

これらの取組を通じて、相続登記の促進や課税台帳の所有者情報の更新が行われることにより、登記の適正化や、当該情報を内部利用できる土地部局や空家部局等への情報提供にもつながり、課税の適正化

のみならず、所有者不明土地問題、空家対策の一層の推進等にも資することが期待される。

さらに、所有者不明土地等の課題について抜本的に対応するためには、現在、法制審議会等で議論されている相続登記の義務化等、不動産登記制度において、所有者不明土地の発生を予防する仕組みや、所有者不明土地を適切かつ円滑に利活用していく観点からの取組が重要となる。

こうした取組と歩調を合わせつつ、今後も、地方自治体の利用ニーズの高い、不明森林所有者の情報や、地籍調査を迅速に進めるために必要な所有者情報について、地方税法上の守秘義務との関係のこれまでの整理を踏まえ、課税庁から関係部局に対して提供することを可能とする等、所有者不明土地等への課題解決に向けた関係行政機関と連携を深めていくべきである。

併せて、本年度成立した「戸籍法等の一部を改正する法律」により、行政手続における戸籍謄抄本の添付省略等を実現するために、全国の市区町村の戸籍データのバックアップシステムである既存の「戸籍副本データ管理システム」を活用・発展させて新システムを構築することが予定されている。

現在、課税庁が行っている相続人等の調査において、個別に多数の市町村に戸籍の公用請求等を行うなど、事務負担が煩雑になっている点について、将来的にはこの新システムと連携する等、課税事務の効率化に資する取組を推進していく必要がある。

3 地方税の電子化の推進

地方税務手続における ICT の活用等については、納税者の利便性向上、課税当局の業務効率化・省力化はもちろんのこと、国税・地方税間の連携がより一層、円滑になることなど、適正・公平な課税の確保にも資する。また、税務手続の電子化は、結果的に地方自治体ごとに異なる税務

手続の標準化を進めることになり、社会的なコストの低減につながる。こうしたことから、地方自治体の実情に配慮しつつ、国及び地方自治体が協力しながら積極的に進めていく必要がある。また、その際には、セキュリティの確保に配慮しつつ、納税者の利便性の向上を進め、電子申告・納税を行いやすい環境整備に取り組むべきである。

地方税の電子申告及び国税連携の基盤となっている eLTAX については、複数の地方自治体に電子的な申告を行う法人等を中心に、その利用が拡大されてきたところである。今後も、eLTAX を活用した、全国統一的な対応・取扱いを充実させていくことが一層求められる。

本年 10 月からは eLTAX に地方税共通納税システムが導入され、主として法人が関係する税目で全ての地方自治体への電子納税が可能となり、キャッシュレス化が推進されるのはもちろんのこと、納税者、金融機関及び課税当局の事務負担が軽減されている。

地方税共通納税システムをはじめとする eLTAX の利用は、納税者のメリットが大きいことから、地方自治体においては、周知広報による納税者への更なる普及を行うべきである。

こうした認識の下、今後、地方税共通納税システムの対象税目拡大等の eLTAX の機能強化を進めていく必要がある。同システムの対象税目拡大については、納税者等の要望や地方自治体の業務効率化・省力化の効果などを踏まえて、優先順位をつけて検討する必要がある。また、地方自治体の基幹システムの改修が必要となることにも留意しつつ進めていく必要がある。

納税者や地方自治体から改善の要望が強い eLTAX による固定資産税（償却資産）の電子申告については、複数の地方自治体への一括申告の拡大やエラーチェック機能の強化など、納税者・地方自治体双方にメリットのある申告事務手続の効率化を図るべきである。

現在、書面により通知されている個人住民税の特別徴収税額通知書（納税義務者用）については、eLTAX を経由して特別徴収義務者単位で

通知する仕組みの導入について、市区町村間で取扱いに差異が生じないよう適切に配慮するとともに、地方自治体及び特別徴収義務者の理解を得ながら検討を続けることが重要である。

4 個人住民税

(1) 個人住民税における働き方やライフコースの多様化等への対応

個人住民税は、地域住民がその能力に応じ広く負担を分任するという「地域社会の会費的性格」を有するとともに、応益課税としての性格を明確化する観点から比例税率により課税される税であり、地方自治体が提供する行政サービスを支える基幹税として重要な役割を担っている。

今後、働き方の多様化や労働市場の流動化、ライフコースの多様化等が一層進むことが予想される中で、こうした経済社会構造の変化を踏まえた個人所得課税の見直しに向けた議論が進展すると考えられるが、その見直しにあたっては、公平で中立的な税制を構築することと併せ、個人住民税の性格や役割も十分に踏まえることが重要である。

(2) ふるさと納税

ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった地方自治体に感謝し、応援する気持ちを伝え、税の使い途を自らの意思で決めることを可能とする仕組みであり、子育て施策の充実など地域の活性化のほか、被災地への支援としても活用されている。

本年6月1日に新たなふるさと納税指定制度が施行され、各地方自治体の適切な理解の下、過度な返礼品が提供される事態が収束し、以前の状況に比べ、健全かつ公平な制度運用が行われているものと認められる。

各地方自治体においては、引き続き、自らの募集方法が法令に即しているかどうかについて不断の確認を行い、広く国民や都市部の地方自治体からの理解を得られるよう、制度趣旨に即した運用を行うことが必要である。

また、これを前提としつつ、これからのふるさと納税の健全な発展のためには、これまでのように返礼品で競い合うのではなく、納税者から幅広く共感を得られるような寄附金の使途について創意工夫が図られることが望ましい。そのため、地方自治体において、クラウドファンディング型（目標金額や募集期間等を定め、特定の事業に寄附金を募る手法）のふるさと納税など、それぞれの地域資源を最大限活用し、これまで以上に創意工夫を凝らした取組が幅広く展開されることが重要であり、こうした取組を促進すべきである。

5 地方消費税

地方消費税は、勤労世代など特定の者へ負担が集中せず、広く社会の構成員が負担を分かち合うことが可能であり、さらに税収が安定的で、税源の偏在度が比較的小さいなどの特徴を有していることから、地方自治体による社会保障制度を支える安定的な財源としてふさわしい。

したがって、地方消費税の充実確保は、地方における社会保障の安定財源の確保と、地方財政の健全化を同時に達成することを目指す観点からも、偏在性が小さく安定的な地方税体系を確立する観点からも、極めて重要である。

令和元年10月1日に、消費税率（国・地方）が8%から10%に引き上げられ、同時に、軽減税率制度が導入された。地方消費税及び市町村交付金は、地方自治体にとって重要な財源であることから、地方自治体においても、引き続き、制度の広報や周知などについて、関係省庁に協力しながら積極的に行うことが期待される。

6 車体課税

令和元年度税制改正においては、車体課税について、自動車税の恒久減税を行うとともに、特例措置の見直しや国から地方への税源移譲により、減収額に見合った地方税財源を確保し、併せて、需要平準化対策として、環境性能割の臨時的軽減を行うなど、車体課税全般にわたる大幅な見直しが行われたところである。

その上で、平成 31 年度与党税制改正大綱では、自動車関係諸税について、「技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」こととされている。

自動車を取り巻く環境変化としては、いわゆる CASE（Connectivity, Autonomous, Shared & Service, Electric：車のツナガル化、自動運転社会の到来、保有から利用へのシフト、車の動力源の電動化）が挙げられる。こうした動きの中で、電気自動車等の普及や保有から利用へのシフトが、近年、減少傾向にある車体課税や燃料課税の税収に更なる影響を与える可能性がある。

他方で、地方団体においては、今後見込まれる道路や橋梁、トンネルなどの更新・老朽化対策等のための社会インフラ財源の確保が求められるため、地方財源を安定的に確保していく必要がある。

こうした自動車や地方団体を取り巻く環境変化の動向等を踏まえ、自動車関係諸税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行うことが必要である。

7 ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税は、地方自治体の重要な自主財源である。税収の7割がゴルフ場の所在市町村に交付される仕組みを通じ、過疎地域など財源に乏しい市町村の貴重な財源となっている。

我が国のゴルフ場の多くは、山林原野を切り開いて開設されていることから、周辺環境に大きな影響を与えている。このため、地方自治体においては、地滑り対策・洪水対策等の災害対策、水質・農薬調査等の環境対策、利用者のためのアクセス道路整備、消防・救急、ごみ処理等のゴルフ場関連の様々な行政需要が生じている。

ゴルフ場の利用者は、ゴルフ場所在団体の域外から来訪し、また、広大な土地を少人数で占有する形でゴルフ場を利用することを通じてこれらの行政サービスを楽しんでおり、受益と負担の観点から、利用者には一定の税負担を求めることは合理的である。

また、ゴルフはスポーツではあるが、営業や仕事上の付き合いで行われるケースもあり、比較的高額な支出を伴う行為であることから、利用者には十分な担税力も認められる。

一方、関係業界団体や関係省庁からは、ゴルフ人口の拡大、生涯スポーツとしてのゴルフ振興、健康寿命の延伸の観点から、現在の非課税措置の対象のうち、「18歳未満の者」と「70歳以上の者」について、それぞれ「30歳未満の者」、「65歳以上の者」に拡充すること等を求める要望が出されている。

ゴルフ場利用税においては、18歳未満の年少者、70歳以上の高齢者等を非課税とする措置が既に設けられており、ゴルフ人口の裾野の拡大や生涯スポーツの実現にも十分な配慮がなされている。また、非課税措置対象年齢を拡充する範囲の設定根拠が不明確であり、担税力がある成人も含めて30歳未満の者を一律に非課税とすることや、健康寿命が延び、元気なお年寄りが増えている中で、65歳以上の者に対象を拡充することには合理性がない。

むしろ、ゴルフ振興のためには、地方自治体とゴルフ関係団体が協力し、若年層や女性、さらにはインバウンド需要を取り込むなどの取組を進め、プレーヤーの裾野拡大を図っていくことが効果的と考えられる。

いずれにしても、社会保障の多くを担う地方自治体の財源の確保が喫緊かつ重要な課題であり、消費税の充実を図り広く国民一般に負担を求めている中で、ゴルフ場利用税の非課税措置を拡充することは不適當であり、引き続き、現行制度を堅持すべきと考える。

8 森林環境税・森林環境譲与税

森林環境税及び森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、森林環境譲与税については、令和元年度から地方自治体に譲与されている。

森林環境税及び森林環境譲与税の意義は、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合い、国民皆で、地球温暖化防止、災害防止・国土保全、水源涵養等の重要な役割を担う森林を支えるところにある。

さらに、昨今の自然災害の大規模化を背景として、災害防止の観点からも、森林の重要性が社会的にも再認識され、森林整備等をより一層促進すべきという国民のニーズが高まっている。

各地方自治体は、こうしたことを十分に理解し、森林環境譲与税を活用して効果的な森林整備等の事業を行うとともに、用途の公表をはじめとして、十分な説明責任を果たすべきである。

こうしたことにより、国民の森林環境税及び森林環境譲与税への理解、森林の重要性に対する認識が広まり、さらには環境保全や災害防止に関する意識の醸成につながることを期待される。

国においては、優良事例集の紹介等を通じて地方自治体の取組を支援するとともに、地方自治体と連携して、令和6年度から開始される森林環境税の賦課徴収に向け、国民に対して本税の意義・重要性について積極的に周知すべきである。

おわりに

人口減少の深刻化や急速な高齢化、働き方及びライフコースの多様化、グローバル化の加速やデジタル化の急速な進展など経済社会構造が大きく変化する中で、地方税制もその変化に対応していくことが求められている。地方創生、人口減少対策、福祉、医療、地域経済の活性化など地方自治体の役割は一層大きくなっている。地方自治体が、今後も、それぞれの地域が直面する課題に対し、地域の実情に応じて創意工夫をこらし、自主的・主体的に取組を進めていくためには、当審議会がこれまで提言してきたように、地方税の基本原則をできる限り体现した地方税体系の構築が必要である。中でも、持続可能な地方税財政基盤を確立する観点から、地方自治体の活動の基盤となる財源として地方税の充実確保を図ること、そして、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを併せて実現していくことが重要である。

さらに、地方自治体は、地方税の意義や用途などについて積極的に地域住民に説明し、地方税への理解を醸成していくことも求められる。

今後の地方税制の改正にあたっては、本意見で述べた地方税の原則に沿った議論が行われ、地方税のあるべき姿を実現するよう期待する。